

## 第3章 景観重要建造物の指定方針

### 1. 景観重要建造物の指定方針

地域の良好な景観形成に重要な役割を果たし、道路その他の公共の場所から、容易に望見することができ、以下に示す全ての項目に該当する建造物を、「景観重要建造物」に指定することにより、積極的に保全、活用を図ります。

- (1) 外観が優れたデザインを有し、地域を象徴する建造物
- (2) 地域の景観を特徴づけ、地域の良好な景観形成に寄与している建造物
- (3) 地域住民に親しまれ、愛されている建造物

### 2. 現在指定されている景観重要建造物

- ・ 建造物の名称：木下利玄生家（土塀、薬医門含む）及び木下家長屋門
- ・ 指定年月日：平成24年2月22日
- ・ 所在地：岡山市北区足守字山下 801-3、801-5
- ・ 所有者：岡山市



位置図



木下利玄生家

建築年代	1852年
建物用途	大名邸宅
構造	木造平屋建・寄棟造・棧瓦葺
外壁仕様	土塗壁及び漆喰 一部板張
建築面積	299.96㎡
延床面積	292.73㎡



木下家長屋門（南面）

建築年代	不明
移築年代	大正の初め
建物用途	長屋門
	(元藩士禰屋氏の離れ座敷を移築)
構造	木造二階建・入母屋造・本瓦葺 一部棧瓦葺
外壁仕様	土塗壁 一部板張
建築面積	78.03㎡
延床面積	102.98㎡ (1階:51.26㎡ 2階:51.72㎡)